

東日本大震災の被災者への住宅支援に関する意見書

東日本大震災の発生から5年以上が経過したが、今もなお、約14万4千人もの福島県民が自主避難も含めた避難生活を余儀なくされており、札幌市においては、本年9月末時点で、市営住宅、雇用促進住宅などに約1千人の被災避難者が入居している。

被災者の中には、子どもの健康に配慮し、母子のみが県外へ避難するケースもあり、二重生活が長期化することで、経済的負担が大きくなっているほか、高齢の単身者、心身の不調による就労困難者など、さまざまな事情を抱えた方も多い。

このような状況の中、全国の自主避難者に対しては、国が家賃分を負担する形で住宅支援を実施しているが、それも2017年3月で終了することになっており、激変緩和策として用意される家賃補助制度も、2年間の限定で対象者も限られていることから、当事者からの不安の声があがっている。

よって、政府においては、自主避難者を含めた被災者に対する住宅支援を継続するための必要な措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年（2016年）10月31日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、復興大臣
（提出者）自由民主党、民進党市民連合、公明党及び改革所属議員全員並びに
無所属坂本きょう子議員、市民ネットワーク北海道石川佐和子議員及び
維新の党中山真一議員